

宮崎大学医学部附属病院手術部規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成17年10月24日 平成19年3月5日
平成20年3月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院規程(以下「病院規程」という。)第14条の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院手術部(以下「手術部」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(手術部長及び手術部副部長)

第2条 手術部長及び手術部副部長は、病院規程第9条第4項の規定に基づき、病院長が任命する。

(職員)

第3条 手術部に病院規程第9条第2項に規定する者のほか、次の各号に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 教員及び医員(医員(研修医)を含む。)
- (2) 看護職員
- (3) その他の職員

(運営委員会)

第4条 手術部に、手術部の運営に関する事項を審議するため、手術部運営委員会を置く。

2 手術部運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、手術部の運営に関し必要な事項は、手術部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月24日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。